

大分県医療審議会次第

日時：平成31年3月26日（火）18:00～

場所：大分県医師会館 6F 研修室I

1 開 会

2 会長、副会長の選出

3 医療審議会長あいさつ

4 部会委員の指名

5 議事録署名委員の選出

6 報告事項

（1）医師確保計画の策定について

（2）地域医療介護総合確保基金について

7 閉 会

[医療審議会について]

医療法

[都道府県医療審議会]

第71条の2 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

医療法施行令

[都道府県医療審議会]

第5条の16 都道府県医療審議会(以下「審議会」という。)は、委員30人以上で組織する。

第5条の17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第5条の18 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第5条の19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第5条の20 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

第5条の22 第5条の18から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

大分県医療審議会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第5条の16の規定により設置される大分県医療審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 医療を受ける立場にある者
- (5) 学識経験のある者

(副会長)

第3条 審議会に、会長のほか、副会長1名を置く。

- 2 副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を行う。

(会議)

第4条 審議会は、会長が議長となる。

(部会)

第5条 令第5条の21第1項の規定により、以下の部会を置く。

- (1) 医療法人の設立、解散等を審議するため、医療法人部会を置く。
 - (2) 医療法施行規則第1条の14第7項の規定に基づき、診療所の療養病床又は一般病床の設置等を審議するため、有床診療所部会を置く。
- 2 部会は、委員及び専門委員8人以内で組織する。
 - 3 部会は、部会長が召集し、部会長が議長となる。
 - 4 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

- 5 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 第5条の2 1 第4項の規定により、部会において審議した事項については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、大分県福祉保健部医療政策課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和62年3月10日から施行する。

附 則

この変更要綱は、昭和62年12月2日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成2年4月23日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成19年9月14日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この変更要綱は、平成30年4月1日から施行する。